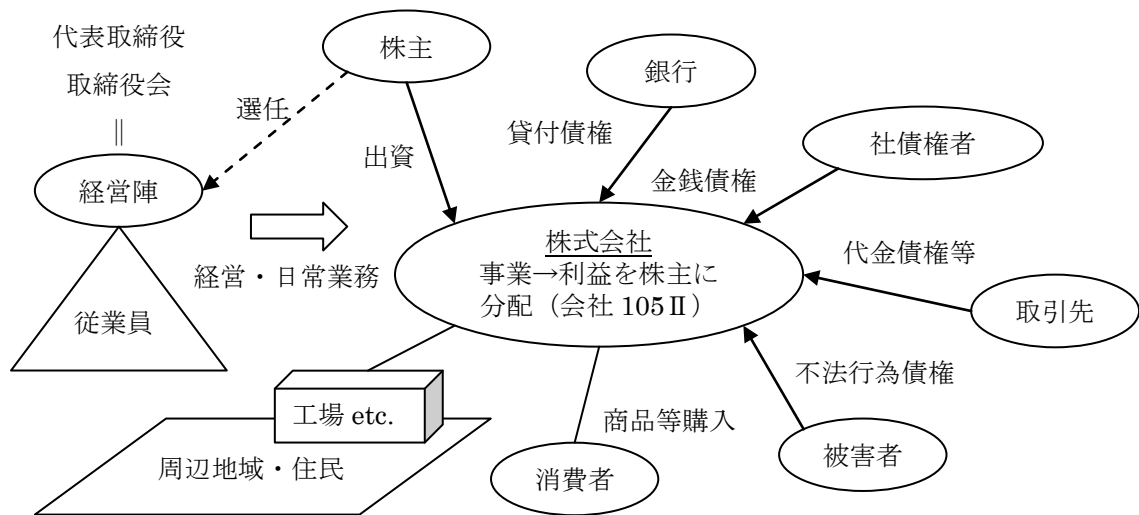


1. 会社法とは？—会社をめぐる利害の調整

1-1. 会社法の目的

(1) 会社法の目的

(2) 様々な利害関係者



社債 (会社 2 ②③・676 以下)

会社が投資家から広く資金を借り入れる。その保有者 (投資者) が社債権者
→「企業ファイナンス法」

(3) 企業グループ (→詳細は 5-4)

1-2. 利害関係者間の対立

1-2-1. 利害対立の内容

(1) 経営陣 vs 株主

事例 1-a 経営陣と株主の対立

アユミさんのお父さんは、A 会社の株式を 10000 株持っている。A 会社は東証一部上場会社で、株主の数は 10 万人を超えている。テレビで「A 会社が M 会社と合併する」というニュースを観て、お父さんは次のように言った。「A 会社が M 会社と合併するメリットなんて、考えられない。実際、この合併のニュースが流れてから、A 会社の株価は下がってしまった。A 会社の社長たちには、いいかげんにこういう『会社が大きくなればそれでいい』という経営をやめてほしい。でも、お父さんは何万人もいる小さな株主の 1 人にすぎないし、他の多くの株主も、社長たちの言いなりなんだよ。」

(2) 支配株主 vs 少数株主

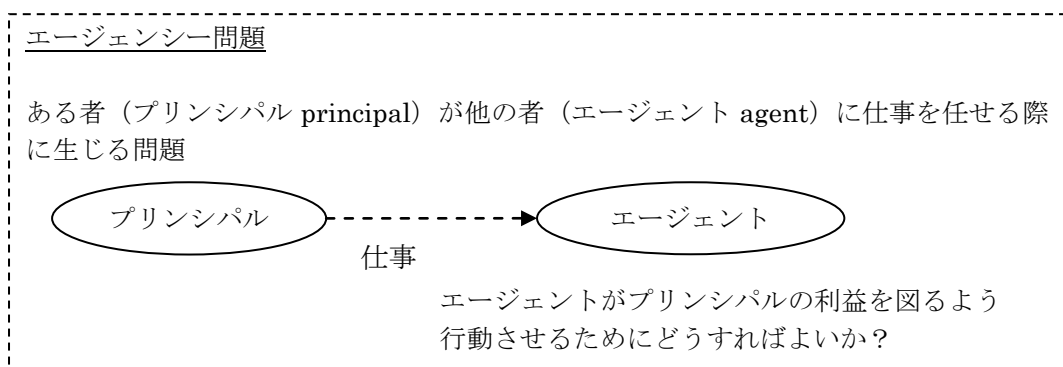
事例 1-b 支配株主と少数株主の対立

アユミさんのお父さんは、B 会社という小さな会社を経営しており（代表取締役社長）、その株式を 70% 保有している。アユミさんのお姉さんの夫であるマスオさんが残りの 30% を保有しており、取締役でもあった。お父さんはマスオさんに自分の跡を継がせるつもりだったが、最近、お父さんとマスオさんの仲が悪くなり、マスオさんは取締役の任期が終わっても再任されないことになった。B 会社はもともと配当をほとんど株主に払っておらず、マスオさんの収入はほとんどなくなりそうだ。

(3) 株主 vs その他の利害関係者

事例 1-c 株主と従業員の対立

米国のヘッジ・ファンドである S パートナーズが、アユミさんのおじさんが勤める C 会社を買収しようとしていると報道された。S パートナーズは、C 会社の株式を取得するために、現在の C 会社の株価よりも 50% も高い対価を各株主に支払うらしい。アユミさんはおじさんに、「株主は株式を普通に売るよりも 50% も高い値段で買ってもらえるんだから、嬉しいでしょうね」と言った。おじさんは、「でも、合併の後で、従業員が削減されるかもしれない。僕だって、リストラの対象になるかもしれないよ」と答えた。



1-2-2. 会社のあり方による違い

(1) 上場会社

株式会社の経営（業務の執行）とそのコントロール

- ・ 株主総会の権限（取締役会設置会社の場合、会社 295 II）

- ・ 経営判断原則

→以上を総合すると…

理由：能力、情報、意思決定のコスト

問題点：

その他の利害対立

- ・ 支配株主 vs 少数株主
上場会社にも支配株主がいる場合はある
親会社（子会社の支配株主） vs 子会社の少数株主という形で出ることも
- ・ 株主 vs その他の利害関係者：たとえば企業買収の場合 **事例 1-c**

(2)非公開会社

家族の争い（相続、愛人 etc.）→会社法上の訴訟

公開会社・非公開会社の正確な意義 [テキスト 1 章 3 節 2(4)]

公開会社（会社 2⑤）＝発行する株式の少なくとも 1 種類について、譲渡制限を付していない会社
 ⇔非公開会社＝発行する株式のすべての種類について、譲渡制限を付している会社

* 「種類」＝会社は、複数の種類（株主の権利の内容等が異なる）の株式を発行可
 * 「譲渡制限を付し」＝会社は、定款で、譲渡による株式の取得について当該株式会社の承認を要することを定めることができる（会社 107 I ① II ①・108 I ④ II ④）
 （いずれも詳細は「企業ファイナンス法」）

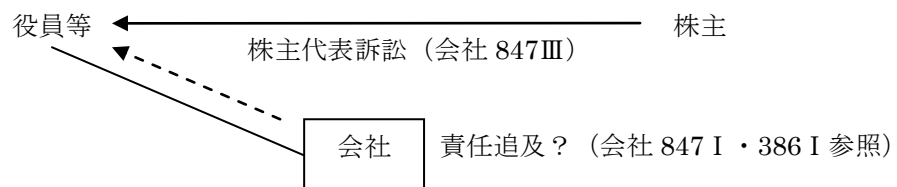
1-3. 利害の調整手段

(1)会社内部の権限分配（詳細は 2）

(2)法的責任・制裁

・ 民事責任

任務懈怠→責任（会社 423 I）



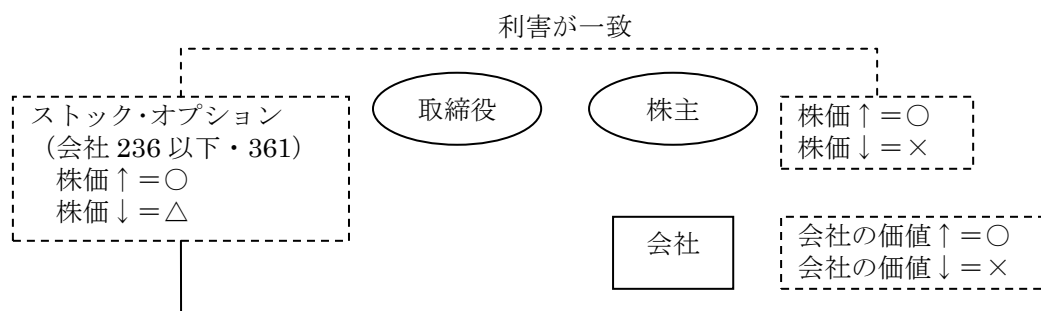
・ 刑事責任（会社 960・963・965・970 等）、行政罰（会社 976-979）

(3)市場メカニズム

- ・ 製品市場 (ダメな製品は売れない)
- ・ 金融市場 (ダメな会社には投資・貸付が行われない)
- ・ 会社支配権の市場 (ダメな会社は買収されてしまう)
- ・ 経営者の労働市場? (ダメな経営者は他の会社から経営者として呼ばれない)

* 経営判断原則の存在理由

(4)インセンティブ



例：30万円 (=現在の株価) で10株購入できる権利
 →株価が50万円に上がれば?

調整手段の存在形態

市場メカニズム
 契約
 会社内部の取決め (定款、取締役会規則 etc.)
 取引所等の自主規制 (上場規則 etc.)
 法令 (会社法、会社法施行規則 etc.)

1-4. 法システムの中の会社法

